

日本液体微粒化学会 倫理規定

日本液体微粒化学会

前文

本会会員は、自らの専門知識と経験を活用し、微粒化に関わる科学技術の発展に貢献するとともに、公共の福祉を最優先として持続可能な社会の構築・実現に努めるものとする。そのための判断・行動の基準として、以下の倫理綱領を定める。

倫理綱領

1. 社会に対する責務と貢献

会員は、科学技術が社会や環境に及ぼす多大な影響を認識し、人々の健康と公共の福祉を最優先として、健全で持続可能な社会の構築に努める。

2. 公正かつ誠実な判断と行動

会員は、客観的事実に基づいて公正・中立な立場から判断、報告を行う。事実のねつ造・改ざん、他者の知的成果の盗用などの不正行為を厳に慎み、誠実に行動する。

3. 法令・契約の遵守

会員は、職務の遂行にあたって、法令・関連規則・他者との契約を遵守する。

4. 権利の尊重と研究対象の保護

会員は、全ての人々の人権・人格・プライバシーを尊重する。研究対象を動植物とする場合、生態系への影響に配慮し、生命の尊厳を重んじた適切な保護や対応を講じる。

5. 自己研鑽

会員は、科学技術を適切かつ効果的に社会に適用・還元できる能力を身に付けるために、自らの専門的知識や技術、人格の向上に継続的に努力するものとする。